

三股町 自動販売機設置者募集要項

三股町内の各施設における自動販売機設置者（以下「設置者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をご承知の上、お申し込みください。

1. 公募事項及び物件

- (1) 自動販売機を設置するための三股町公用財産の賃貸借（更新なし）
- (2) 公募物件・・・別添公募物件説明書に記載のとおり。

2. 応募資格要件

次の要件を満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 法令等の規定により販売許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び第 6 号に規定する暴力団員でないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と、密接な関係を有していないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 法人の場合は宮崎県内に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は宮崎県内に居住し業を営んでいること。
- (6) 自動販売機の設置業務において自ら管理運営する 3 年以上の実績を有していること。
- (7) 町税等を滞納していないこと。

3. 公募条件等

(1) 貸付料等

ア 貸付期間

貸付期間は、各物件ごとに別添公募物件説明書記載のとおりとします。ただし、三股町が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置者（借受者）が貸付条件に違反する行為を行ったとき、その他三股町が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

イ 貸付料

物件ごとに設置者として決定した者が提示した応募価格（税抜額）を貸付料（年額）とします。ただし、貸付物件が建物の一部である場合には、100 分の 108 を乗じて得た額をもって年額貸付料とし、屋外に設置する自動販売機については消費税は加算されません。なお、年額貸付料は、三股町が発行する納入通知書により、三股町が指定する期日までに全額納入してください。

※ 応募価格には、電気料は含みませんが、水道水を使用する場合は、水道料相当額を含むものとします。

ウ 光熱水費及びその他必要経費

光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に関する工事費、移転費等の一切の費用は、設置者の負担とします。なお、設置者は、自動販売機の設置にあたって、電気料を算定するための子メーターを設置者の負担で設置し、貸付料とは別に三股町が算定した電気料について、三股町が指定する期日までに納入してください。

エ 貸付面積

貸付面積は、別添公募物件説明書に記載のとおりとします。また、自動販売機及び本要項3(3)イに定める使用済容器の回収ボックス及び飲み残り飲料の回収ボックス（該当物件のみ）は、公募物件ごとに示した場所に、貸付面積を超えないものを設置してください。なお、必ず転倒防止対策を行ってください。

オ 環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種 of 設置に努めてください。

カ 災害協定

災害時の救援対策として、町と災害協定の締結に努めてください。

(2) 使用上の制限

ア 貸付契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託してはならないこと。

エ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、三股町の指示に従うこと。

オ 販売品目は、物件ごとに別添公募物件説明書記載のとおりとし、酒類及び酒類に準ずる飲料およびたばこの販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格での販売も行わないこと。

(3) 維持管理責任

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置者が行うこと。なお、盗難等による商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、設置者の負担により速やかに復旧するとともに、設置者の損害について、三股町の責めに帰することが明らかな場合を除き、三股町はその責めを負いません。また、商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 使用済容器の回収ボックス及び飲み残り飲料の回収ボックス（該当物件のみ）は、販売する飲料の容器の種類に応じたものを設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクルするとともに、周辺美化に注意を払うこと。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

エ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置者の責任において迅速に対応すること。また、自動販売機の故障時等の連絡先を必ず明記すること。

(4) 原状回復等

設置者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復してください。また、設置者は、三股町に対して、原状回復に要した費用、自動販売

機の設置に伴い支出した費用、その他一切の費用について、補償を請求することができません。

(5) 売上報告書の提出

設置者は、貸付物件に係る自動販売機の売上状況について契約期間開始から12ヶ月ごとに取りまとめ、15日以内に売上報告書を提出すること。

(6) その他

募集要項で定めた条件のほか、別添公募物件説明書に記載したその他の条件を遵守してください。

4 応募申込手続

(1) 申込方法及び申込期間等

- ・ 申込みは、郵送又は持参によるものとします。
- ・ **申込期限は平成30年3月16日午後1時まで**とします。

なお、郵送の場合は、書留とし、かつ、「自動販売機設置応募申込書」と明記してください。また、申込期間内必着とします。

(2) 必要な書類（各1部）

次の書類を物件番号ごとに提出してください。

ア 応募申込書（様式第1号）**※封書に入れ糊付け。割印を押し物件番号等を記入。**

イ 役員等一覧（様式第2号）

ウ 誓約書（様式第3号）

エ 販売品目一覧（様式第4号）

オ 設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力が確認できるもの）
※コピー可

カ 2(2)に係る許認可等を受けていることを証する書類の写し（許認可等を必要とする場合のみ）

キ 町税の納税証明書（町外業者の場合は、県税の納税証明書）

ク （法人）法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）
（個人）住民票記載事項証明書

ケ 委任状（様式第5号）※代理人を立てる場合のみ

コ 2(6)に係る実績を確認できる書類（様式第6号 任意様式可）

※ キ及びクは発行後3か月以内のものに限ります。なお、複数の物件に応募する場合は、原本を一つの物件に添付し、他の物件はその写しで差し支えありません。

(3) 申込書等の書換の禁止

応募者は、いったん提出した応募申込書等の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

(4) 応募申込みの無効

次のいずれかに該当する場合は、無効となります。

ア 応募資格のない者が行った応募申込み

イ 応募申込みに関し不正な行為を行った応募申込み

ウ 応募申込書等の金額、氏名、印鑑その他主要な部分について誤脱又は判読不可能なものがある応募申込み

- エ 記名押印を欠く応募申込み及び金額を訂正した応募申込み
- オ 応募申込書等（添付書類を含む）に虚偽の記載を行った応募申込み
- カ 応募者が同一物件について複数の応募申込みを行ったときは、その全部の応募申込み
- キ 申込期間までに応募申込みがなかったもの
- ク 応募に関し、三股町の担当職員の指示に従わなかった者の応募申込み
- ケ 前各号に掲げるものの他、この「募集要項」に規定する応募に関する条項に違反した者の応募申込み

(5) その他

電話、ファクス、インターネットによる受付は行いません。

5. 設置者の決定

- (1) 公募物件ごとに提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める資格を全て満たしている者を選定対象者とします。
- (2) 選定対象者のうち、三股町が販売品目の内容等を審査し、適当であると認めた者で、かつ、三股町が定めた最低貸付料以上で、最高の価格で応募申込みを行った者を設置者とします。なお、販売品目の内容等が適当で、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者の立ち会いのもとに、くじにより選定します。
- (3) 設置者の決定は、3月16日（金）を予定しています。設置者の決定後、応募者に選定結果を連絡します。
- (4) 各応募者の応募価格が三股町が定めた最低貸付料に達しなかった場合、もしくは応募者がいなかった場合は、希望者から再度応募申込書を提出していただき、設置者を選定する場合があります。
- (5) 応募者数等の応募状況、設置者名及び契約価格について、ホームページ等において公表を予定していますので、あらかじめご了承ください。

6. 設置者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに貸付けの手続きに応じなかった場合
- (2) 設置者が応募者の資格を失った場合

7. 設置者の都合による解除

設置者の都合により許可の解除をする場合は、解除する1カ月以上前に解除申出書を提出してください。

- (1) 原則として、当該年度の貸付料の返却は出来ません。
- (2) 解除した当該年度及び次年度に実施する自動販売機設置の公募および行政財産目的外使用申請には参加できません。

8. その他

- ・貸付手続きに関する一切の費用については、設置者の負担とします。